(その1)

収支報告書

令和7年分
(　　開催分)

103920

(ふりがな)　どうゆうかい

1 政治団体の名称　堂友会

2 主たる事務所の所在地　茨城県水戸市梅香2-1-39　3階

3 代表者の氏名　(姓) 堂込　(名) 麻紀子

4 会計責任者の氏名　(姓) 黒田　(名) 誠

事務担当者の氏名　(姓) 荒木　(名) 有子

(電話) 03-6550-0607

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ 2以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
公職の種類 (現職・候補者の別)
資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓)　(名)

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等 (姓) 堂込　(名) 麻紀子
公職の種類等 (現職・候補者の別) 参議院議員 (現職)
公職の候補者の氏名等(2人目) (姓)　(名)
公職の種類等 (現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名等(3人目) (姓)　(名)
公職の種類等 (現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

受付
8.7.21
収支公開室
第　号

茨城県
選挙管理委員会
令 8.6.29 和
受付

103920

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	12,346,437
（前年からの繰越額）	12,330,770
（本年の収入額）	15,667
支　出　総　額	3,658,825
翌年への繰越額	8,687,612

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

(その６)

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	１件10万円未満のもの	15,667	
	合　　計	15,667	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	1,247,400	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	335,816	0	
(4) 事務所費	1,009,477	0	
小計	2,592,693	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	1,039,556	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	26,576	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	1,066,132	0	
合計	3,658,825		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	名刺印刷代	19,580	R7/4/4	(有)デジプロ	東京都千代田区神田神保町2-2-12	
2	デジタルカメラ・カメラ周辺機器代	169,030	R7/4/10	ヨドバシ・ドット・コム	東京都新宿区新宿5-3-1	
3	プリンタートナー代	27,570	R7/5/19	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市武1-2-10　5F	
4	文房具代	13,516	R7/5/19	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市武1-2-10　5F	
5	文房具代	19,951	R7/6/11	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市武1-2-10　5F	
6	文房具代	10,451	R7/8/18	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市武1-2-10　5F	
7	文房具代	13,141	R7/10/17	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市武1-2-10　5F	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	273,239				
	その他の支出	62,577				
	合計	335,816				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	パフォーマンスチャージ代	17,750	R7/1/20	リコージャパン株式会社	新潟県新潟市東区下木戸1-18-30	
2	茨城新聞購読料	10,620	R7/2/7	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
3	茨城新聞購読料	10,620	R7/4/14	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
4	茨城新聞購読料	10,620	R7/6/10	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
5	政治資金監査業務代	150,000	R7/6/20	税理士矢萩かほる	東京都千代田区神田小川町3-2-2　天心館ビル201号	
6	茨城新聞購読料	10,620	R7/8/19	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
7	事務所家賃分担金	600,000	R7/12/25	笑顔の茨城を創る会	茨城県水戸市梅香2-1-39	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	810,230				
	その他の支出	199,247				
	合計	1,009,477				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	ブルゾン印刷代	10,622	R7/1/7	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9	
2	飲料代	23,712	R7/2/13	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市武1-2-10	
3	飲料代	13,938	R7/5/19	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市武1-2-10	
4	飲料代	12,302	R7/6/11	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市武1-2-10	
5	飲料代	13,752	R7/7/15	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市武1-2-10	
6	飲料代	12,384	R7/8/18	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市武1-2-10	
7	飲料代	12,774	R7/9/10	インターマン株式会社	鹿児島県鹿児島市武1-2-10	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	99,484				
	その他の支出	32,053				
	合計	131,537				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	レンタカー代	11,057	R7/1/12	株式会社トヨタレンタリース茨城	茨城県小美玉市与沢1604-10	
2	ETC利用料	34,160	R7/6/2	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市西区牛島町6番1号	
3	ETC利用料	78,550	R7/7/2	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市西区牛島町6番1号	
4	宿泊代	39,408	R7/7/6	水戸三の丸ホテル	茨城県水戸市三の丸2-1-1	
5	宿泊代	28,300	R7/7/11	日本ホテル株式会社	東京都豊島区西池袋一丁目6番1号	
6	宿泊代	21,800	R7/7/16	日本ホテル株式会社	東京都豊島区西池袋一丁目6番1号	
7	ETC利用料	81,270	R7/8/4	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市西区牛島町6番1号	
8	ETC利用料	116,610	R7/9/2	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市西区牛島町6番1号	
9	ETC利用料	105,980	R7/10/2	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市西区牛島町6番1号	
10	ETC利用料	73,130	R7/11/4	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市西区牛島町6番1号	
11	ETC利用料	101,690	R7/12/2	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市西区牛島町6番1号	
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	691,955				
	その他の支出	129,664				
	合計	821,619				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会費	12,000	R7/6/25	茨城県人会連合会	水戸市笠原町978番6	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	12,000				
	その他の支出	74,400				
	合計	86,400				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					書籍購入費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	雑誌購読料	15,600	R7/11/12	政策研究フォーラム	東京都港区芝2-20-12	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	15,600				
	その他の支出	10,976				
	合計	26,576				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　6月　25日

政治団体の名称　堂友会

会計責任者の氏名　黒田　誠

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年６月25日

堂友会
代表　堂込 麻紀子 殿

登録政治資金監査人 矢萩かほる 印
登　録　番　号　第５１８６号
研修修了年月日　平成29年9月22日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、堂友会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると私が判断したため、堂友会の従たる事務所（東京都千代田区永田町 2-1-1）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

３　業務制限

堂友会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、堂友会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上